

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（六件）……………
- ……………（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

告示

●東京都告示第三百九十二号
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長
 から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条
 第三項の規定により告示する。

令和元年九月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区王子二丁目地内
- 四 測量の期間 令和元年八月九日から令和二年三月十三日まで

●東京都告示第三百九十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都
 知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、
 同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 三 測量の区域 中央区、港区、江東区、品川区及び大田区各地内
- 四 測量の期間 令和元年八月二十六日から令和二年三月十日まで

●東京都告示第三百九十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区
 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同
 条第三項の規定により告示する。

令和元年九月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量（細部図根測量）
- 三 測量の区域 江東区塩浜二丁目地内
- 四 測量の期間 令和元年八月十日から令和二年二月十四日まで

●東京都告示第三百九十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都
 第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知が
 あったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 新宿区及び中野区各地内
- 四 測量の期間 令和元年八月五日から令和二年二月十八日まで

●東京都告示第三百九十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区
 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同
 条第三項の規定により告示する。

令和元年九月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量（用地測量）
- 三 測量の区域 板橋区栄町地内
- 四 測量の期間 令和元年六月二十七日から同年十一月十五日まで

●東京都告示第三百九十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子
 市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市左入町地内
- 四 測量の期間 令和元年八月二十六日から同年十二月二十七日まで

●東京都告示第三百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月四日

東京都多摩建築指導事務所

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和元年八月十四日	青梅市駒木町二丁目五十五番五及び五十七番五	延長 二五・三五 幅員 五・〇〇 (五・一七)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

